

お子さんの発達が心配なとき

ことばの数が少ない、発音がはっきりしない、動きが多くて落ち着きがないなど、お子さんの発達が気になる場合は、ひとりで悩まずに保健センターにお問い合わせください。各種相談・健診を通して、親やお子さん一人ひとりにあった支援を考えています。

◇こども相談

児童デイサービスセンターの作業療法士・公認心理師・言語聴覚士が相談をお受けします。

◇地域療育支援

年2回、旭川子ども総合療育センターの小児科医による相談を行っています。

◇乳幼児健診・相談

乳幼児健診では、医師の診察により精密検査が必要なお子さんへ精密検査依頼書を発行し、医療機関の受診を勧めています。

また、乳幼児健診・相談での育児相談で専門医・専門療法士による診断・療育指導を受けられるよう支援します。
不安なことがある場合は、まずその場で医師等に相談してみてください。

◇巡回児童相談 役場 子育て支援課子育て支援係へお問い合わせください。

釧路児童相談所が中標津町に巡回して、子どもの発達に関する相談や検査、療育手帳の判定をします。

児童デイサービスセンター

東3条北3丁目1番地 ☎72-4383

発達支援を必要とされる児童の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う施設となっています。
令和元年10月1日から3歳から5歳までの利用者負担が無償化されました。

対象	ことばや行動、精神発達、運動発達等に不安を抱える子どもと保護者
内容	子どもの発達に心配のあるお父さん、お母さんを応援支援するために専門スタッフが、その子の状況により相談や訪問を行います。
利用時間	月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

悩んでいること

- ・友達とうまく遊べない
- ・発達状態が気になる・多動で落ち着きがない
- ・言葉がおそいような気がする（発音・吃音）
- ・運動面が心配

●相談内容に合わせて対応いたします。

児童デイサービスセンター（子ども発達支援センター）に直接、ご相談ください。
保健センターや子育て支援センターとも連携しています。




とらいあんぐる（放課後等児童デイサービス事業）

☎74-0780

学校通学中の児童に対し、放課後や長期休業日等、所定の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を児童の個別計画に添って利用することができる事業です。

対象 学校教育法に規程する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童
利用時間 土・日・祝日を除く、平日の下校後～午後5時

住所 中標津町東4条北1丁目2番地3 シェアスペース あにまーと内
事業所 なかしへつ地域生活支援センター（北海道社会福祉事業団）

**カスタネット（障がい児日中一時支援事業）**

☎74-0780

保護者に所用ができるて、監護してくれる人がいない場合や監護している方の休息時間の確保のための支援策として、児童に日中の活動の場を提供し、家族の負担軽減を図ることを目的に実施しています。

対象 療育手帳の交付を受けている方、又は特別支援学級に在籍する就学児童
利用時間 土・日・祝日を除く、平日の午前10時～午後5時30分

住所 中標津町東4条北1丁目2番地3 シェアスペース あにまーと内
事業所 なかしへつ地域生活支援センター（北海道社会福祉事業団）

**たいようとクローバー**

☎74-8680

■放課後等デイサービス事業

就学児に対して授業の終了後または休業日に集団や個別での療育を行います。
基本的な生活スキルの確立、コミュニケーション能力の向上、保護者又は本人の困り感の軽減など成長と自立に向けてサポートします。

対象 学校教育法に規程する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童
利用時間 日・祝日を除く、平日の下校後～午後5時
 第2、第4土曜日 午前9時～午後3時
 学校休業日 午前9時～午後5時

■児童発達支援事業

未就学児に対して個別及び小集団での療育を行います。ご家庭から困り感や子どもの現在の状況から目標を立て、社会での活動をスムーズに取り組んでいくように支援します。

対象 療育を必要とする未就学児
利用時間 月曜日から金曜日 午前9時～午前12時

住所 中標津町西10条北10丁目2番地1
事業所 児童発達支援・放課後等デイサービス たいようとクローバー 合同会社 Leaves Grow

**パインベル（放課後等デイサービス事業）**

☎70-5161

就学児に対して授業の終了後または休業日に集団や個別での療育を行います。ゆったりとした気持ちで安心して過ごせる空間づくりを心掛け、ご家族からの希望や、本人の持つ課題に沿って、成長と自立に向けサポートします。

対象 学校教育法に規程する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童
利用時間 土・日を除く、平日の下校後～午後6時
 祝日 午前10時～午後4時
 学校休業日 午前9時～午後5時

住所 中標津町川西8丁目2番地 **事業所** 合同会社 キーファクリングル

手帳・手当・制度

お子さんの障がいがわかった場合、申請により様々な制度や手当を受けることができます。

●手帳の申請

身体障害者手帳

身体に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、交付される手帳（医師が判定し、知事が認定した場合）

- 各種サービスを受けるために必要です。

療育手帳

知的な障がいがあると児童相談所、または心身障害者総合相談所において判定されたお子さんの保護者の申請に基づき、知事が交付する手帳。

- 各種サービスを受けるために必要です。

●手当・医療給付の申請

特別児童扶養手当

心身に障がいを持つ20歳未満の児童を家庭で監護している父母、または養育者に支給されます。

所得条件等の制限があります。

支給月額 1級 56,800円
2級 37,830円

育成医療給付

18歳未満の児童で、身体に障がいのある児童や将来的に障がいを残す可能性がある児童が、治療により障がいの除去や軽減が見込まれる場合、指定医療機関で治療に必要な医療費が給付されます。.

- ①肢体不自由
- ②視覚障害
- ③聴覚・平行機能障害
- ④音声・言語・そしゃく機能障害
- ⑤心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓機能障害
- ⑥その他の内臓障害
- ⑦免疫の機能障害

障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあり、在宅にて常時特別の介護を必要とする方に対して支給されます。

【障がいの程度などの条件があります】

支給月額 16,100円

重度心身障害者医療費助成制度

心身に障がいを持つ児童の医療費を助成します。

所得条件等の制限があります。

【1・2級の身体障がい、3級の内部障がい、または重度の知的障がいの児童】

●総合相談サポート事業

あくせす根室【根室圏域障がい者総合相談支援センター】

中標津町東4条南4丁目 ☎73-3178 FAX73-3179

障がい者、又は家族の意志を尊重する視点に立って、生活全般に渡り必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。

対象

根室管内在住の障がいのある方、家族、関係者の相談支援

手続き

直接来所、電話、FAX、家庭訪問での相談あり。
相談支援の費用は、無料です。

●その他の給付・減免等サービス

- 補装具（購入・修理）
- ・日常生活用具
- ・難聴児補聴器購入等助成事業
- ・小児慢性特定疾患児日常生活用具
- ・訪問入浴サービス
- ・移送サービス
- ・NHK放送受信料の減免

●貸付制度

交通運賃の割引（JR/航空運賃）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付者は運賃の割引を受けられます。
購入時、手帳の提示が必要。

生活福祉資金貸付制度

中標津町社会福祉協議会
(地域福祉課 相談支援係)

☎79-1231

ほかの貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と相談・支援により経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。